



# 「御用留」の性格と内容（八・完）

— 武州荏原郡上野毛村「御用留」の検討 —

森 安 彦

## 目次

はじめに—史料論の一視点—

一 「御用留」の機能と成立

二 上野毛村「田中家文書」と「御用留」

三 享保五年—寛政六年「御用留」の検討

四 寛政七年—文化四年「御用留」の検討

五 文化四年—文政四年「御用留」の検討

六 文政四年—文政一三年「御用留」の検討

七 文政一三年—天保一二年「御用留」の検討

八 天保一三年—嘉永四年「御用留」の検討

九 嘉永五年—安政七年「御用留」の検討

(以上二三号)

「御用留」の性格と内容（八・完）（森）

一〇 万延二年—慶応三年「御用留」の検討

一一 慶応四年—明治二年「御用留」の検討

一二 明治七年—明治一〇年「御用留」の検討

一三 「御用留」の存在状況

(一) 戸長・副戸長制度

(二) 初期小学校制度—小学玉川学校—

(三) 徴兵制度

(四) 戸籍編成

(五) 地租改正

おわりに

(以上本号、完結)

(以上二四号)

(以上二五号)

(以上二六号)

二 明治七年～明治一〇年「御用留」の検討

(一) 「御用留」の存在状況

本章では、武州荏原郡上野毛村（現在、東京都世田谷区内）名主田中家文書の「御用留」のうち、明治七年（二八七四）から同一〇年（二八七七）までの四年間四冊を検討対象としたものである。<sup>(1)</sup>

小稿対象の上野毛村「御用留」四冊の表題年月、表題、収録項目数等を一覧にしたものが、第1表である。

これによると、表題が「御用記」に統一されている。また収録項目数は明治七年が四五三項目となり、これまでの「御用留」の中では最大の項目数である。これに次ぐのが、明治六年「御用留」の四二五項目である。これは維新政府の新政策が、地方行政、学校制度、戸籍編成、地租改正などと次ぎ次ぎと展開し布告・触書が増加したためである。

本章の対象とした明治七年から同一〇年までは、明治維新政策の最後の仕上げの時期であり、この短期間に基本的諸政策が確定したのである。

小稿では、この四年間四冊の「御用記」の記載から、基本政策の、戸長・副戸長制度、初期学校制度、徴兵制度、戸籍編成、地租改正の五項目にわたって、

第1表 明治6年～同10年 武州荏原郡上野毛村「御用留」

番号	表題年月	表題	収録項目数	備考
1	明治七年一月吉辰	御用記	453	明治6年12月1項目、同8年1月1項目を含む
2	明治八年一月吉辰	御用記	265	
3	明治九年一月吉辰	御用記	286	明治8年12月1項目を含む
4	明治十年一月吉辰	御用記	186	明治11年1月2項目、同2月2項目、同3月2項目を含む

その記述を整理し、その動向を概観することを試みた。このほかにも警察制度、租税制度等興味ある課題が多数記載されているが、ここでは単に指摘しておくにとどめたい。

## (一) 戸長・副戸長制度

江戸時代の村政の担当者であった名主・庄屋等の称号は明治五年（一八七二）新行政区画としての大区・小区制の発足により廃止となり、村単位には副戸長、数か村単位には戸長が設定された。ここでは戸長・副戸長制度を中心に、明治七年から同一〇年までの四年間の「御用記」にどのように記されているか、その内容をみることにしよう。

### (1) 明治七年「御用記」

明治七年「御用記」の冒頭には、一月一日、東京府より、戸長・副戸長共一同午前八時に郷邸詰所へ「年賀可相勤旨 被仰渡、最礼服用<sup>(マヤ)</sup>ニ而御用頭」とあり、大礼服のない場合は、「麻上下ニ而も不苦候事」とある（一項）。

一月一五日には、第七大区七小区戸長飯田武善の免職の廻達があり（二〇項）、一月一七日には、跡役戸長を各村副戸長での選挙による選出の伺書を東京府に出している（二二項）。

しかしながら、一月一七日、東京府より第七大区六小区等々力村副戸長豊田兵衛が第七大区七小区戸長に任命された通達が出された（一九項）。

この通達を受けて、同日付で、東京府知事大久保一翁宛に、第七大区七小区世田谷村副戸長松本鋭太郎・弦巻村副戸長鈴木一作・瀬田村副戸長長崎長十郎の三名が受書を提出した（一九項）。

しかし、これは、七小区の戸長に六小区の副戸長が任命されるということにやや納得のできない面もあったのだらうか。御役所の差函により書添差出候という一文に、「兵衛戸長之議ニ付、区内副戸長・与頭・小前末々迄他区之もの扱と、或ハ区内之ものニ無之候而ハ差配難受扱彼是混雜不致様可致旨、又小前之心得違ハ其村役人・副戸長ニ而設<sup>(議)</sup>論致区内事なく相治り候様尽力可申旨」を東京府役人から仰付られている(一九項)。

七小区の副戸長たちは選挙での選出を出願しようとしたが、その前に六小区の豊田兵衛が東京府より任命されたのであった。

四月五日には、郷村正副戸長に対し、「今般正副戸長等級被定候ニ付而は、爾来満老ケ年以上勤統之者、免職又ハ病死之節満老年毎月給之半額ツ、為手当相渡候条」とあり、正副戸長は免職後一年は月給の半額が支給されることとなった(二二二項)。これを受けて、四月一九日には、正副戸長の履歴書の至急提出が要求されている(二二六項)。

六月一二日には、副戸長・村用掛ら名前・給料等取調方の雛型が示達されている(一九六項)。

同六月一二日には、「区长心得」が通達された(一九七項)。それによると、「各小区を分割シ総而区内之要願方ヲ担当シ、諸布告ヲ通達諸願伺書ヲ検査シ上下之情ヲシテ壅塞ナカラシメ、正副戸長・村役人等之精勤ヲ察シ産業ヲ勸奨シ怠懈ヲ督責シ、小民生育之道ニヲイテ専ラ注意懇切ニ世話可致事」とある。

また「区长給料」として、区长一ヶ月金貳拾五円、権区长一ヶ月金貳拾円とした。しかし、これら区長の月給も村民の持高の反別割に賦課されて徴収されるのであった。

第七大区二三四五小区 権区长 林 交周

第七大区六七小区 権区长 渡辺保寿  
第八大区二三小区

七月四日には、戸長・副戸長らの履歴書出方が通達されている(二二四項)。すなわち、

一元通称実名 一何年干支何月生

一何年干支何月名主役 御代官  
旧領主 被申付候事

一何年何月戸長副戸長同断ヨリ拜命之事 府庁ヨリ

一何年何月何役臨時 但惣代其外同断より被申付候事

一何年干支何月等外何等被準候事

以上のような項目について提出を求められた。

七月には、郷村区長の月給の出金の割当が示達された。それによると、第七大区七小区は総反別九四七町八反七畝二六歩五厘、内田一三七町一畝二九歩、此金壹円拾九錢貳厘、畑八一〇町八反五畝二七歩、此金三円三拾八錢壹厘、小以金四円五拾七錢三厘、但壹ヶ月分とある(二六二項)。当六七月分の割当出金額の納入がきめられている。

一〇月一八日には、村々副戸長ら月給取調方が達せられている(三七二項)。

一月二〇日には、第七大区七小区世田谷村新町副戸長石田槌太郎が、第七大区七小区弦巻村兼務を申付けられた(四一三項)。

## (2) 明治八年「御用記」

明治八年「御用記」における戸長・副戸長・区長らの記述を窺ってみよう。

四月五日、第七大区七小区戸長豊田兵衛は病気を理由に戸長辞任を申出ていることを告げ、「当今村用多端、就中地租御改正之際御尤ニは候得共、前頭御聞届相成候迄左之通御出頭代理御勉勵有之度」と述べている(五九項)。

これを受けて、四月六日に扱所より上野毛村に対し、戸長辞役につき区長渡辺殿が明後八日に来村するので、区内の副戸長は同日午前八時に扱所へ出頭との連絡が入っている(六〇項)。

四月二三日、原理三郎・木村長平・長崎長十郎三名の連名で、「当区戸長職務之義ニ付御一同様御集評申度候」として、翌二四日午前八時に集合の「割廻状」が記されている(七三項)。

五月一四日第七大区七小区扱所より「大急」として、「当区戸長辞役之義ニ付松本鋭太郎殿江其筋御官員方御談有之、右ニ付渡辺殿近日当扱所江出向之積旁以片時も難捨置、就而八明後十六日午前第六時当扱所江集会評決之上、翌十七日副戸長両三名ニ而御府庁江罷出云々可申立筈典事君<sub>ら</sub>御厳令ニ付、御自身御出頭無御服臆<sub>(マヤ)</sub>御評儀有之度」と述べている(九四項)。さらに五月一七日にも引続き五月一八日「戸長辞役之儀ニ付再談申度候」として会合をもっている(九五項)。こうした動向をみると、戸長豊田兵衛辞役一件は、単に病氣という理由だけではないようにみえる。果してその裏に何が展開していたかは、「御用記」の記載からだけでは把握することができない。

五月二二日には第七大区七小区扱所書記役市川馬之助より戸長の辞職書は下げ戻しになった旨の通達が記されている(九七項)。これで戸長豊田兵衛辞職一件は、辞職は認められないという形で決着したのであった。

六月六日には七小区扱所より、浜・吹上両御庭、副戸長家族まで拝覧許可につき希望者は申出るようにという回達が出されている(一一四項)。

七月一〇日には、豊田戸長の月給につき一五円と決めたが、戸長より大幅値上げはよくないとして、一三円として、東京府に申出るが、結局一五円として決定した(一二四項)。

正式の「戸長給料増奉伺候」によると、「当区戸長給料之義是迄老ヶ月金拾円宛区内地価反別ニ割出金仕候処、外区内給料相劣候ニ付区内各村小前・組頭一同相談之上増方仕」として、老ヶ月戸長給料拾五円の伺書を副戸長田中

稲米外八か村連印で、東京府知事大久保一翁宛に提出した(一三五項)。

七月三十一日には、戸数・人口・反別のほか副戸長・組頭等の俸給の調査が示達された(一四四項)。

二月一三日には、七小区扱所より、正副戸長短冊に実印致し差出方の達が出されたがこれがどのように使用されたものかは未詳である(二四六項)。

#### (3) 明治九年「御用記」

次に明治九年「御用記」の記載についてみると、特に戸長・副戸長についての記述はない。

わずかに、二月一日に、村総代人を選挙で撰出するよう通達され(二五二・二五三項)、二月一日には東京府権知事楠本正隆より、「今般区村町総代人選定候ニ付而ハ、従来唱来候百姓惣代・小前惣代等之名義渾而廢棄候義ト可相心此旨相達候事」という布達が出されているのが注目される(二六六項)。

#### (4) 明治一〇年「御用記」

明治一〇年の「御用記」には、八月三日に区長より「今般各村副戸長以下辭職相成候上は、村用書類目録書ヲ以各區務所江取纏可申様庶務課御達候条、各戸長中御注意區務所へ纏方御取計可被成候」という通達が出されている(二四六項)。村用書類目録に指定された文書は、租税割付・地租村方取立帳・同皆済目録・区村町諸費割合取集帳・地券台帳・名寄帳・村柄明細帳・官費橋梁道路出来形帳・其他村用書帳である(二四六項)。

こうして、名主の系譜を引く各村の副戸長は明治一〇年八月をもって、その名称が消えるのである。



(三) 初期小学校制度—小学玉川学校—

(1) 明治七年「御用記」

明治七年「御用記」の二六項には、明治六年一二月現員での六歳から二三歳一か月の者の就学・不就学の調査報告が求められている。これによつて、いわゆる学齢は六歳から一四歳までであることが判明する。当該地域の調査の実数は掲載されていないので、実態については不明である。同一記載は、一月二三日の三二項にもみられる。

二月五日には、東京府より各区戸長宛に、文部省の布達として、学校総計編集につき、昨年中開業の私学・私塾生員出席者の調査が実施されている(五七項・六六項)。しかし、ここでも、その実数などはみられない。

三月二日発行、文部省報告第四号により、官立学校休業日を日曜日に改定される。これは、諸学校の休業日がこれまで一、六の日をあてていたが、これでは休業日が多すぎるので日曜日とするとある(一〇六項)。

七月一〇日、豊田兵衛・長崎長十郎の兩名より、小学校建設方法の打合せのための出頭依頼が出されている(二三〇項)。それによると、「兼而御談申置候小学校建設之儀先般郷村並ニ学務両課方御口達モ有之」として、明後二二日午前八時等々力村小林与平方への出頭を求めている。

八月一六日には、七小区扱所より学校の件につき学務局より副戸長に申談じの相談があるので出頭の示達が出されている(二八七項)。

八月一九日には、小学校設立定額金規則の承認方についての書状が、豊田兵衛から、小山村原田弥八・弦巻村鈴木一作・世田谷村松本鋭太郎の三名に出されている(二八八項)。

これによると、「小学校設立定額金規則幾応も融資御相談之上、正金不差出分は田畑立竹木百円ニ付拾円見込、正

金之分ハ金主江忝割式分を相渡、内忝割は校費を私可申筈一定候処、中ニは建家等之利害無之を以、住々之定額ニ可相成哉之旨御問合ニ候得共、右は御府庁<sup>ヲ</sup>書上面法方<sup>ニ</sup>悖り不都合之義と存候間、最早外村有志は不殘連判済相成候ニ付、大至急兼而御承知之規則ニ基き御申聞有之度候也」とある。

八月二二日には七小区扱所より、小学校・庁差出物調印の集案内が出された(三〇六項)。

十月二〇日には、七小区扱所より学校願に府庁への同道の達が届いている(三七六項)。

十月二八日には生徒人員書上帳の再提出の達書が出されている(三八七項)。

十一月一〇日には、「来ル十二日小学校願として有志惣代を以御庁江出頭致度」として、用賀・瀬田・上野毛の各村の三人惣代宛に出された(四〇四項)。

十一月一日には、学校につき出頭の節器械買入資金として、代金一〇円を用意するよう示達があつた(四〇五項)。

十一月二〇日には、豊田兵衛から松本鋭太郎ほか三二名に対し、玉川学校開校の手筈についての通知状が出された(四一四項)。

それによると、「大急区学校脇力<sup>ニ</sup>因而第二中学小十四番小学玉川学校と可相称旨速ニ蒙<sup>御自令、御同盟中奉載</sup>之ため及御達候、然ル上ハ近日官ノ授業師被賜候間、年内開校之手筈旁御世話向此上御周旋有之」とある。

小学玉川学校は荏原郡内では、明治六年一二月の小学荏原学校に次いで二番目の開校となつたのである。

十二月三日には、豊田より玉川学校教員渡等につき一四日へ校所へ集合の連絡が記されている(四三七項)。

十二月八日には、七小区扱所より、玉川学校訓導授業生移校等につき出頭方の通達が出された(四三九項)。

十二月二九日には、豊田兵衛より有志割廻章として、公立学校授業生二員が任命された廻状が記されている(四五二項)。すなわち、「今般御同盟中御協力ニ因而公立学校授業生式員被仰付御同慶不遇之」「就而は来一月三日午前第十

時学校所へ御自身御出頭年賀教員江御對話、猶一層御良許有之度」とある。

(2) 明治八年「御用記」

明治八年「御用記」の一月二六日には、玉川学校開業式等につき、「玉川学校一月八日更ニ入校之生徒忽熟立ニ付、二月早々開業式官庁試験相願度、授業生江申合セ今廿七日世話掛り之内御庁江伺出、因而来ル三十一日下夕検査目論見有之間、熟視として有志同盟輩同日午前八時無遅時敵ニ授席有之度候也」とある(一二三項)。

二月九日には玉川学校有志同盟議定書の連印につき出頭書が七小区扱所から上野毛村の田中稻米・田中稻五郎・木村忠五郎の三名宛に出された(二〇項)。それには、「玉川学校有志同盟議定書出来連印致候ニ付、此状御被見次第別紙名前之印形当扱所へ御差越有之度、就而は明十日学校開校願として御府庁江出頭致候間、此段御承知呉々時限無遅滞」とある。

二月一三日には、同月一七日玉川学校開校となり、当日の準備等が学区取締総務豊田兵衛より、学校世話掛に対し、次のよう通達された(二三項)。

一 玉川学校本月十七日開校願御開濟同日午前第十時御官員と御派出(ママ)ニ付、同日午前七時有志御中袴羽織時間無弛御出頭、且校場其他取賄方前々日惣代ヲ以世話掛りと御申合御要務之事、

一本行十七日八雲荏原ノ両校へ參校申通候間、区内は別而家熟生徒之面々御教則拝載、且聽聞トシテ講堂へ進歩相成候様、村限り其向々江不洩懇ニ御達有之度候事

小学校の開校は地域社会にとつて、企画的な出来事であつたことが判明する。

四月二七日には、公立小学玉川学校六業校業生結城衛の病氣辭職により、当分助教として、野良田村家塾粕谷学校

粕谷半三郎姉婿粕谷良作を雇用している（七五項）。公立学校の教員欠員を私塾の教員で補充しているところが興味深い。

四月二三日には玉川学校費割出金の算定が記されている（七七項）。それによると、全区一〇か村の五か年券金総計は六五〇円で、この券金の二五％は村数で割り、残り七五％は地価反別で割ることとしている。玉川学校費五か年賦金は、一か年四度割で納入することとしている。

四月二八日には、玉川学校世話掛より、来月三日に玉川学校大試験が実施されるので、明後三十日に下夕試験を行うので、副戸長有志の者の出席を求めている（七八項）。

四月三〇日には、学校世話掛より玉川学校大試験につき、五月三日晴雨に拘らず実施され、官員方が派出されるので、遅参なく出頭する旨の達が出されている（八二項）。

五月二四日には玉川学校授業生伊熊醇一が廢され、三等授業生中山昌生が任命された（九八項）。

一〇月一七日には、玉川学校大試験が一九日に実施されるので遅参なく参校との通知が戸長豊田兵衛から出されている（一九一項）。

八月二八日には、上野毛村平民田中稲米が「第二中学区第九番公立小学校玉川学校設立二付、同校費用之内江金八拾貳円五拾銭献納致段奇特之義二付、為其賞御盃壹個被下之」とある（一九七項）。

一二月二一日には、小池三郎右衛門・豊田周作より田中稲米・長崎長十郎宛に「今廿二日玉川学校生徒免状御渡として、学務御課々御官員御派出二付而ハ世話掛有志待受へく旨御達二付、毎度御苦勞ながら唯今ヨリ校場へ御出頭相願度、此段御依頼候也」とある（二五一項）。

(3) 明治九年「御用記」

明治九年「御用記」の記載の中の学校関係の記事をみると、次のとおりである。

二月二五日には、玉川学校へ数学の教員島田金一郎を雇用した報告がある(四二項)。

三月一三日の東京府権知事楠本正隆より、休暇日をこれまでの一、六の日から、四月より日曜日をもって休暇と定めたとの布達が出され、土曜日は正午十二時より休暇とするとある(七二項)。これは、前述のように国の方が少し早く実施しているものである。

三月二八日に玉川学校の試業は四月四日と学区取締兼勤豊田兵衛より示達された(七九項・八〇項)。

七月一五日には、公立小学玉川学校の生徒試験優等につき褒賞附与の達書が東京府から出されている(一六六項)。

第二中学区第九番

公立小学

玉川学校

今般各小学生徒試験執行候所、其校生徒優等二相当り候義平素教導勉励之実効相顕候事ニ有之、因テ為褒賞康熙字典一部其校江附与候事

東京府

明治九年七月

右当区学校江御渡相成候間為御承知及御廻達候也

九年七月十五日

扱 所判

八月二五日には、玉川学校へ旧堂宇建物と校地一反五畝二二歩(四七二坪)が下げ渡された(一七七項)。この段階

第2表 玉川学校学区取締参校日割

氏名	参校日割
豊田 兵衛	3月20日～5月15日
原田 弥八	3月27日～5月22日
原 理三	4月3日～5月29日
田中 稻米	4月10日～6月5日
長崎 長十	4月17日～6月12日
飯田 武七	4月24日～6月19日
石田 槌太	5月1日～6月26日
松本 鋭太	5月8日～7月3日
木村 長平	5月15日

では、まだ校舎等もなく、堂宇の建物を利用していたことが判明する。

一〇月一日には、「明二日玉川学校おゐて同校生徒大試験有之候条、及御通知候也」とある（二〇四項）。生徒の試験であつても、「当日有志之輩聴聞罷出候様達可被成」「午前第七時御出頭有之度候也」とある。

一二月二八日には、玉川学校費出金方達として、上野毛村の負担金一円七七銭三毛の提出が要求されている（二八三項）。

その内訳は、地租割負担が金四六銭四厘二毛、反別割負担が金四九銭三厘六毛、村割負担が八一銭五厘五毛となっている。当時の学校世話懸りは豊田宗栄・小池三郎右衛門・豊田周作・木村長平・長崎長十郎であり、戸長兼学区取締りは豊田兵衛であつた。

(4) 明治一〇年「御用記」

明治一〇年「御用記」にみられる学校関係記載は次のとおりである。

二月二〇日に学齢中の就学不就学調査が男・女別に実施されている。ここで学齢中とされているのは、満六歳より満一六歳迄の者であり、文久三年二月より明治四年二月迄出生のものがその対象となっている（二六六項）。

三月六日には、学齢を満六歳より満一四歳迄のものと、一四歳より一六歳迄の二段階に分けている（三〇〇項）。とくに「下ヶ札」で「習字学居候者」は「習字ハ学校江行候者ニ不限、居宅ニ而モ学ヒ居候者ハ此部ニ入ル」としている。

三月二〇日には玉川学校学区取締参校日割が第2表のように区内廻達として

揭示されている(四三項)。

これによると、一人約七週間単位で午前九時出校し、日頭簿へ名前捺印し、午後三時に退校という規則になっている。当時の学校経営は、学区取締たちの監督下で実施されていたことが判明する。

四月一八日には、学区取締兼戸長豊田兵衛より、生徒の増員に伴い教員一名の増加の必要が生れ、その費用の捻出として、地価へ割賦する案が提示され、各村へ賛否を問うている(五八項)。上野毛村では「否」と返事をしている。興味ある内容なので全文を紹介しておこう。

小学玉川校費四月老日已来御扶助金被廢候ニ、歎願ニ依テ本年限り老ケ月金五円御下渡可相成旨御指令、然ルに生徒増員ニ随ヒ教員老名増加不致而ハ授業不行届、此月給五六円をかならず不足、依テ地価江割賦スルハ村惣代江申談承諾之否被申聞度御達申候処于今答無之、仮令是迄通り教員二名ヲ置クト雖も増給何方も如何候哉、官ヨリ派出ノ老名十円民費ニ課ス時ハ従前費用金額不足ノ上尚五円引足リス、因茲二月々五六円ヲ設ケ額賦不致而ハ出納差支、何レも学区取締蒙命ヲ候ハ、村限り篤説可否速ニ行届候様いたし度、尤詳細ハ出納掛り江御尋被成度、此段及御達候也、

十年四月十八日

学区取締兼

戸長

豊田兵衛判

上野毛村 否答済

右廻状至急願達留<sup>(下)</sup>返還白

生徒増による教員の補充、そのための費用の増加は学校経営の難問題の一つであったことがわかる。

四月二六日には、区務所より不就学者及び二〇歳以上の読み書き可能者人数の調査が要請された(六四項)。

それは、六歳以上一九歳一か月迄の不就学の人数、士族男・女、平民男・女、「但少々ニ而も字ヲ読ミ得ル者ハ不就学之分ニ入レス」とある。また二〇歳以上終年迄の者で、「書ヲ読ミ得、字ヲ書得ル者」として、士族男・女、平民男・女の人数を調べ、同期間で「書ヲ読得ズ字ヲ書得ズ」を同様に士族・平民それぞれ男・女別人数も書き上げさせている。

このような調査は、何故行われたか、その目的などについては明示されていない。

五月九日には、区務所より「明十日玉川学校ニおひて試験有之候条、午前第八時無相違袴羽織着用同校江御出頭有之度」とし、「追而明日ハ生徒親族之者其他有志之者ハ為聴聞出校勝手之事」とある（六九項）。

五月二二日には、模範校設置に関する通達が学務課担当より、第七八九十一大区学区取締役に出された（八二項）。

この模範校には、一か月一校に対し二〇円ずつの補助金が支給されることとなり、その「撰立方心得」が示され、その条件の一つとして「教員モ十分学力ヲ有スル者ヲ撰ハサル」べからずとしている。

七月二一日には、私学家塾生徒・教員取調べ方の通達が出されている（二二四項）。

教員の氏名・年齢・身分（士族僧平民歟）生徒数（男女数）等が調査項目となっている。

一月二一日には豊田兵衛より、玉川学校生徒定期試験につき傍聴勝手等の違が記されている（一六七項）。

#### (四) 徴兵制度

明治七年から同一〇年までの「御用記」に記載されている徴兵制・国民軍に関する事項をみることにしたい。

##### (1) 明治七年「御用記」



明治七年「御用記」の一月には、戸籍取扱朱引外各小区戸長より、各村に宛て、「來ル十五日徴兵人別表下ケ渡候条小区も卷人宛取下ケトシテ当扱江罷出可申事」と示達されている(二三項)。これは、いわゆる徴兵事務担当者をお小区ごと一名を任命したものであろうか。

一月二〇日には七小区扱所より、上野毛村田中筑吾に対し、「徴兵令別紙之者十七歳以上之書上ケ(中略)、明廿一日午前八時迄二右之者之印形御持参扱処江御出頭可被成候也」とある(二二項)。

二月九日には東京府より、第七大区七小区忠五郎二男木村松五郎に対し、徴兵役のため戸長が東京府へ召連れるよう伝達されている(五六項)。

二月一五日には七小区扱所より、「明十六日徴兵人久保町原常盤屋江止宿、翌十七日午前第七時聊無遅延本人召連レ御出頭有之候」(六一項)とある。

二月一八日には、扱所より上野毛村木村松五郎外世田谷式人、明一九日に府庁への出頭方達が出されている(六二項)。

三月一九日には扱所より、国民軍人員の内寄留の者の有無の調査が達せられている(九五項)。

三月三一日には、「国民軍十八才以上四十才以下去六年八月中御布令御書上之儀、其節他も当区内江寄留・厄介・僧侶迄御書出有無扱所ニ控帳更ニ無之御村控触当書上相洩レ之分は御調、村毎何寄留又は厄介、僧は何寺住職弟子等之人名分ヲ以來ル二日午前第八時迄無遅延有無御書出有之度候也」とある(一〇九項)。

四月一〇日には、徴兵免役願の者の出願についての触書が出された(一二八項)。

七月四日には、「本年徴兵常備之分四月廿日ヨリ五月一日迄二入営、歩兵之儀ハ五月廿日ヨリ六月一日迄二入営之旨御達相成候事」とある(一二九項)。

四月二六日には、戸長より徴兵役の者、歩兵分を除いて、砲兵・工兵・騎兵・輜重兵の四役を引合せ召連れの順達  
が記されている（一三三項）。

四月二四日には前記四役入営召連方の違が出ている（一三五項）。

四月二五日には、徴兵人下宿料の下げ渡し記されている（一三六項）。

五月一七日には東京府鎮台より東京府に宛て、「常備歩兵并補充兵入営日限之儀、両様とも取纏メ来二十五日差出  
候而も御差支無之候」とある（一六六項）。

五月一八日には、東京府徴兵掛より各区戸長宛に同二五日までに常備歩兵・補充兵の入営を命じている（一六七項）。

五月二六日には、東京鎮台輜重兵第一小隊より、東京府管下徴兵木邨松五郎が「本日正二入営為致候也」と通達さ  
れている（一七四項）。

八月二〇日には、扱所より「陸軍兵志願之者此状村名下へ時号附ヲ以有無御答御願達回尾々御返却有之度候也」と  
ある（二八九項）。

七月一五日には、陸軍卿山県有朋名で「今般陸軍諸兵上下士官生徒撰拔入学申付候条、華士族平民ヲ不論別紙検査  
定額ニ照準シ、志願之者ハ至急取調置不日検査官各庁江為致派出候間、其節差出候様可致候、此旨相達候事」とあり、  
上下士官試験之定額が次のように記されている（二九〇項）。

第一則 年齢自拾八年至三拾五年

第二則 身長砲兵ハ五尺式寸以上トシ其他ノ兵ハ五尺以上トス

第三則 身体体格強壯文章日用事務ニ差支ナキ者

其一書方 其二読方

試験合格中ニ就テ上等ナル者ハ士官生徒トナシ、其他ハ依(総)而士官生徒ト為ス、然ル共修学之上等其學術秀逸ナル者ハ之ヲ撰拔シ士官生徒ニ転セシム、生徒就学之地迄之路費・修学中之学費・被服(總)ハ依(總)而官給タルベシ、右御達之趣各小区限取調有無返答、来ル廿五日限区長詰所江差出有之度候也

七月十八日

区長

八月一三日には、東京府徴兵掛りより、徴兵連名簿・免役連名簿の差出方が示達された(二九七項)。すなわち「嘉永五年出生之男児四民ヲ不論徴兵令ニ倣イ篤と取調、徴兵(徴)奉名簿并免役連名簿共、来ル九月三十日限り当課江可差出事」とある。

八月七日には、海軍卿勝安房より東京府知事大久保一翁に宛て、海軍省軍医療自費生徒志願者願出方が示達された(二九八項)。

当省軍医療ニ於テ自費生徒五拾名検査之上通学差許候条、右志願之者は当八月廿日迄ニ同僚江願出候様、其府下一般江布達相成度、此旨相達候也、

七年八月七日

海軍卿勝安房

東京府知事大久保一翁殿

八月一〇日には、海兵・楽鼓手徴募の布達が出された(三〇三項)。「今般海兵三百五拾名及楽鼓手十三名其府貫属并府下寄留人之内分徴募致候条」とある。

八月一五日には、陸軍卿山県有朋より、嘉永二〜四年出生者取調につき徴兵連名簿差出方の布達が出された(三〇四項)。

八月七日には太政大臣三条実美より「陸軍下士官及ヒ兵卒<sup>(服)</sup>股役限満之者ハ定規之通り免役スヘキノ処、詮儀ノ節有之当分之内満期之者といへとも免役可差留、此旨相達候事」とあり、免役の差止め令を出している(三〇五)。

この明治七年(一八七四)は二月に江藤新平らの佐賀の乱がおこり、五月には台湾出兵等と内外ともに軍事的にも多端であつたためだろうか。

八月二四日には、徴兵下調掛より、徴兵逃れのための相続人送籍等につき注意方の示違が出された(三〇七項)。すなわち、「出兵之親類縁者之心得ニ而御国体を失ひ、俄ニ誰方相続人拒ト申合籍出入申出候族有之以外之事」とある。

八月三〇日には、徴兵掛りより、陸軍省の年齢取調の件の伺書への指令の違が記されている(三一四項)。

九月八日には、徴兵適齢者出張下検査の違が出された(三一二項)。

また、同八日には陸軍卿山県有朋より、「今般御詮義之次第有之、第一軍管々下府県於テ歩兵二大隊工二小隊徴兵被仰出候、就而は本月十五日迄徴兵使各庁へ派出可致候条、当省布第三百四号ヲ以相達置候嘉永二酉年より同四亥年迄出生之内徴兵連名簿江記載之可仕其<sup>(丁社)</sup>序下江召集メ可致、尤徴員ヲ充テ其他検査合格之者ハ此度ニ限り悉皆補充兵可申付候、」とある(三四一項)。

九月一三日には東京府知事大久保一翁より、陸軍省文武官員・諸兵隊ら当分休暇差止め<sup>(丁社)</sup>の違が出された。すなわち、「陸軍省文武官員・諸兵隊・諸生徒父母之疾病其他事故有之帰可及湯治之為、休暇等之義詮義之次第有之当分差止候旨同省ヨリ達ニ相成候ニ付、」(三四二項)とある。

同月一三日には陸軍卿山県有朋より、陸軍上下士官生徒召募に年齢未満の者志願差許の違がみられる。すなわち、「今般陸軍上下士官生徒召募有之ニ付而は、兼而相達候検査定格之通り候処、右年齢未満と雖モ志願之者ハ身体學術等検査合格候ハ、詮議ノ上此度限り召募可差許候条、此旨為心得相達候事」とある(三四五項)。このように維新政

府は、この時期軍備の拡充に努めていることが判明する。

九月二三日は徴兵掛りより、徴兵本検査近きにつき旅行中の者ら呼戻し置き方の達しが出された。すなわち、「徴兵書上之内旅行の者不少候処、右は来ル十月初旬本検査之節迄夫々呼戻し置候様各区江得と通達有之度候也」とある(三五一項)。

一〇月二五日には、七小区扱所より、徴兵人佐倉出兵御用につき出頭方の達が出され、「徴兵人佐倉出兵御用二付大急御達申度儀、明廿六日午前第八時徴兵人有無に不拘副戸長衆御自身御印形御用意御打揃有之度」とある(三七八項)。

(2) 明治八年「御用記」

明治八年「御用記」では、二月三日に徴兵費等の出金方について明細が記載されている(一六項)。それによると金四三円七錢二厘四毛を反別に割っている。上野毛村の負担額は一円七六錢九厘四毛となっている。

四月一八日には、徴兵適齡者書上差出方の達が次のように出された(六五項)。

安政二卯年正月一日と同二月十五日迄出生之もの徴兵書上之義至急取調可差出旨区長も御達二付、戸主長男次三男相混シ不申様式冊二御書取、明後廿日午前第十時迄聊無遅延当扱所江御差越可被成候、徴兵御用別而嚴重二付各村御注意呉々本日無相違御差出可被成候、此状時限付迅速御順達回尾も即御返却有之度候也、

八年四月十八日

扱 所判

一〇月七日には徴兵議官より、明治七・八年徴兵に事故があり入営なき者等の名前取調べ方の達が出された(一九

二項)。すなわち、

明治七年二月・同八年六月(一八七) 徴兵之節、抽籤相済割府受取候後事故有之入営致サ、ルもの名前、并来明治九年徴兵

過日相達置候今般新規連盟ニ仕立候もの之内他府県江寄留旅行之ものハ引戻方当府と懸合可申候条、本月廿五日迄

ニ両様名前取調無相違書出可申事、

明治八年十月七日

徴兵議官

一〇月二二日には、扱所より徴兵相当年齢者取調徴兵連名簿・免役簿差出方達が記されている。すなわち、「大急  
来明治九年徴兵相当年齢之義ハ、則安政二卯年二月十六日ヨリ翌年二月十五日迄出生之もの則募相成候条、徴兵令參  
考中年齡計算表江記載有之標目江倣ヒ、右相当之もの各区無洩取調下検査之上、来十一月三十日限り徴兵連名簿并免  
役簿トモ取揃可差出事」とある(一九六項)。

一〇月一八日には、徴兵調下検査につき達が出された(二〇四項)。それによると、「来明治九年徴兵調之節、不都合無之様可致旨御達相成候ニ付而は、下検査以前篤と事実取糺父兄江も懇ニ申論、親族ニ至迄不注意無之様精々可申  
聞候得共、可検査節は前々之通各区江御官員御派出被成下候様仕度、左候ハ、不得止精実一層取調至当之者而已相撰、  
依之其席ニ於テ親族共異儀無之旨証書書取置候間、本検査ニ至リ如何様苦情申立候共取用不申候様可仕候」とあり、  
下検査が重要であることを認識させている。

一〇月二七日には、七小区扱所より、徴兵取調派出急務につき村控抜差戸籍台帳類持参方の達が出された。すなわ  
ち、「徴兵取調ニ付十一月二日も各区江御派出急務之趣及び御達候処、其御村限取調書目論見候而は差支候ニ付、同  
日午前第八時村控抜差戸籍台帳類共不残持参、副戸長中直ニ出頭可被成、速ニ連名簿調分ケ御廻村之節聊も不都合無  
之様要務可被成」とある(二〇六項)。

一〇月二十九日には、七小区扱所より徴兵書上げにつき「本籍帳下調候処曖昧之(廉)有之調方差支候間、至急御出頭判然御取調有之度及御達候也」とあり、また「氏神寺等書人之事」と添書がある(二〇七項)。

一一月一〇日には田中繁吉が徴兵下検査につき出頭を命ぜられている(二一九項)。

第七大区七小区

荏原軍上野毛村貳拾五番地

田中半平次男

安政二卯年十月廿四日生 田中繁吉

八年十一月廿三年一ヶ月

右之もの下検査致候間、明十二日午前第八時副戸長中自身同区聊無遅延銘々印形所持当扱所江御出頭可被成候也、

八年十一月十日

第七大区七小区

扱 所判

一一月一三日には、田中繁吉について、「来ル十六日区长・戸長立会再検査相成候」とある(二二〇項)。

一一月二四日には田中繁吉の徴兵再検査の実施が一六日から一八日に延期されたことともに、「来ル十八日晴雨共徴兵調ニ出張致候」とある(二二三項)。この結末については未詳である。

(3) 明治九年「御用記」

明治九年「御用記」の徴兵制の記載をみることにしよう。

一月四日には、区长より国民軍取調につき一七歳男子等届出方が達せられている。すなわち「国民軍取調方雛形之

通更ニ御差出可被成候、是迄差出候分ハ相直シ差向十七歳調来十五日迄ニ無相違御差出可被成候」とある（二項）。

これは雛形の記載からみると、一七歳より四〇歳迄の男子を一年ごとに區別に取調帳ニ四冊の仕立提出を要求されたことが判明する。

一月七日には扱所より後備兵の召連れ方が達せられている。すなわち、「先刻御達申候後備軍兵来十日時間之通御心得、且御府詰所へ召連大区丈引纏メ候事」とある（三項）。

一月三日には扱所より、国民軍改正調等につき出勤方が達せられている（六項）。

四月一日には太政大臣三条実美より、「徴兵令第六章第十二条中ニ掲載有之成丁簿ヲ国民軍名簿ト改正候条此旨布告候事」とある（八六項）。

六月、区長より、陸軍教導団第三科生徒志願者勧誘方達が記されている。これによると、「去月三十一日府庁甲第四拾号御達陸軍教導団第三科生徒志願之者ハ、本月廿五日迄自願出御達有之候処、右は毎戸順達行届居可申候得共、猶戸長ニ而一層注意出願之者可相成数名申立候様厚添心有之候様、陸軍卿之命ヲ以大尉水木明現殿本日府庁江懇談御座候間、不行届之義無之様御注意有之度御達及候也」とある（一四八項）。

八月一四日には、扱所より国民軍人員加除書上につき届出洩れ送籍証差出方達が出された（一七二項）。

八月二五日には、扱所より国民軍増減毎月書上方につき達が記されている（一八四項）。

それによると、「男女ニ不拘毎月一日ヨリ三十日又は三十一日迄之出生・死亡無漏取調、翌月一日無相違御差出可被成候、就而ハ当八月分は来ル九月一日御差出有之度」とあり、国民軍のための人民の徹底的把握に乗り出したことが判明する。

九月二三日には、区長より徴兵につき該当人届出方達が出され、「明治十年徴兵之義ニ付本月廿五日限り出入ヲ見



切至急調整し、本月廿五日限無遅延右簿差出可申旨戸籍掛御談ニ付此談及御達候也」とある(二〇一項)。

一〇月二二日には扱所より、徴兵下検査につき達が出された。それによると、「来明治十年徴兵適當之者本月廿七日午前八時揃第八大区式小区内藤新宿扱所ニおゐて下検査有之候条御達ニ付、適當人江御達置不都合無之様御注意可被成候也」とある(二二五項)。

一二月八日には、一七歳の者届書差出方達がみられる(二五八項・二六一項)。それによると、「来明治十年拾七歳相成候国民軍之者、本人或ハ父兄ヨリ届書戸長宛ニ而式通ツ、差出来ル処、其筋ヨリ御達之次第も有之、本年ハ壹通ツ、ニ而宜敷候間左様御承託可被成候也」とある(二六一項)。

一二月一三日には、その雛形が示達されている(二六七項)。

明治一〇年「御用記」には徴兵関係の記事は、いつさいみられない。

#### (五) 戸籍編成

戸籍の編成は新政策の基本である。その動向を追ってみることとする。

#### (1) 明治七年「御用記」

一月二〇日、扱所より戸籍人員取調書差出方達が出された。それによると、「戸籍人員今般扱処ニ於テ御輪番之御方日々取調ニ相成候間、御村々御取調出来次第早々扱所江御差出可被成候也」とある(二二二項)。

二月五日には第三大区十七小区より第七大区七小区扱処宛に、「其小区戸数・人員至急入用有之候」として、戸

数・人員を知らせるよう要求された（四八項）。

二月一日には戸長豊田兵衛より、村毎人員戸数等の取調方の違が出された（五五項）。それによると、「前条御急達二付毎村人員・戸数其外扱所ニ於テ御輪番指示し及調辻べく之処、御承知之通扱処台帳無之又は不明之書類二付、無余義明十二日午前十時一打之廉々詳細御記シ扱所江御差出可被成候」とある。

二月、東京府より改正戸籍表へ本籍出入寄留取調差出方違が出された。それによると、「兼而相違置候改正之戸籍表江基本年一月一日現在之本籍并出入・寄留共取調、来ル三月廿日限精細調査之上可差出、就而は一昨年壬申年差出候戸籍表簿中爾来出生・死去・出入之増限及無籍之輩入籍聞届候分共、現今各区戸長之控戸籍簿ト相違之廉可有之ニ付、一応府庁之戸籍下渡候条各区之控ト照令齟齬無様加除致、総計表共ニ差出可申事」とあり（七〇項）、壬申戸籍以来の変動を把握した新戸籍の作成の意図が窺える。また「但、現今未夕無籍之輩有之甚不都合ニ候条、此際篤ト実查ヲ遂相可成丈ケ洩籍無之様、来ル三月十日迄入籍取計方致候上総計表查出へし」と追書されている。

二月二日・二四日には、寄留人取調べが示達された（七二・七七項）。

二月三日には、七小区扱所より、戸籍帳下げ朱書書入方につき出頭の示違が出された（七六項）。

二月二四日には扱所から戸籍取調中輪番姓名が達せられた。すなわち二月二五日鈴木一作・石田鍾太郎、二月二六日木村長平・原田弥八、二月二七日原理三郎・田中稲米、二月二八日長崎長十郎・用賀村彦人という組合せで扱所へ出頭し、戸籍の取調べを実施することとなった（七八項）。

三月一六日には大区長より、壬申年書上戸籍へ本籍寄留出入加除取調書上方につき指令書が出された（九三項）。「従前之戸主隠居又は死亡等而長男或は家族ヲ以戸主相替候分、其者名前之上江朱而訳書加除致可申候」等とある。

三月三一日には、「戸籍帳取調之儀巷人定懸り相究候得共仲々入狂ひ有之、毎村懸り帳扱所ニおひて朱書御心得、

大至急出来候様明一日ヨリ夫々御取懸り有之度候也」として四月一日より戸籍の点検に入ることが達せられている(一一〇項)。

四月二日には小区扱所より、戸籍取調べ差出につき扱所へ詰合方の示達が出された(一一二項)。

四月二九日には扱所より、戸数・人員取調方が示達された(一二一項)。

五月一日には、毎月三〇日限り戸数人員増減取調方が達せられた(一二八項)。

五月一八日には扱所より、「当三月三十日限り生死送入籍都而加除書上候二付、大急取調御自身御出頭可被成候」という示達が出された(一六五項)。

五月二三日には七小区扱所より戸籍取調方の達が出された(一二七項)。それによると、

一 死亡六年一月一日と七年一月一日迄を総計

一 生者同様之処目安キため一ヶ年二不十分ヲ壱ヶ年之生者と致候事、但此度限り之事、

一 傭人六年一月一日と七年一月一日迄他県轄と傭人之分、双方名前番号当人共前振合之通り御書出之事、(以下略)などとある。

五月三一日には戸籍取扱より郷村各区戸長宛に、「本籍井出入・寄留共当三月二日限可差出旨二月中相達置候処、今以不差出差支候条早々取調可差出候事」との達書が出されている(二七八項)。戸籍の集計は必ずしも簡単なものでなかったことが判る。

六月一二日には七小区扱所より、戸籍帳差出につき副戸長印形で差出方が示達された(一一八項)。

六月二七日には、扱所より毎月人員戸数増減表差出方の達書が出された(二〇六項)。これは期限どおりに提出のないことに対する督促も兼ねている。

六月一七日には、内務卿大久保利通より、復籍の宿村送りの方法変更の布達が出された。それによると、「復籍宿村送之者其管轄庁迄送届往々不便之儀相聞候二付、自今其差送り候官庁も可請取官庁江遞送状相添、其本籍地之区戸長江引送り区戸長之ヲ請取、遞送状及ヒ宿村纏替帳等其管轄庁江差出復籍可取計、此旨布達候事」とある(二二二項)。七月一七日には扱所より、戸数人員の差出方達が記されている(二四八項)。

(2) 明治八年「御用記」

一月二三日には、第七小区扱所より、人員総計表職分表差出方の達が出された(七項)。

それによると、社数・寺数・戸数・寄留戸数、総計何軒、ついで、華族・士族・卒・僧・旧神官・平民の家族数と男・女数で人員総計何人。さらに男女は、それぞれ年齢区分による人数が求められている。すなわち、男は一四以下、一五以上、二二以上、四〇以上、六〇以上、八〇以上であり、女は一四以下、一五以上、四〇以上、八〇以上である。またこれらの人員総計の内、夫婦男何人・女何人・廢疾男何人・女何人、出生男何人・女何人、脱籍男何人・女何人、棄児男何人・女何人、囚獄男何人・女何人、懲役男何人・女何人、この人員惣計の外死亡男何人・女何人、という詳細をきわめている。この外、職分表、寄留表もその雛形が提示されているがここでは省略する。

二月二四日には、戸籍書上の村社の記載はいつの指令によるかの問合せが出されている(二八項)。

三月五日には、東京府より、相沢善因ほか一名に対し、尋ね人戸籍課への出頭を求めている(三六項)。

二月九日には七小区扱所より東京府へ差出しの戸籍下げにつき引直し方達しが出された(三三八項)。すなわち「近日御府内江差出之戸籍相下ケ候間、各村控台帳本月迄ヲ取調置、不日扱所台帳并戸籍課へ差出之分御引直シ行届候様、此段及御達候也」とある。

一二月一六日には扱所より徴役満期帰住の各取調につき戸籍に拘る村控書等持参方の達が出されている(二五六項)。  
一二月二五日には、一月一日現在戸籍の書式等につき示達されている(二五七項)。それによると、「壹月一日現在戸籍は兼而伺之雛形通壹人別年齢・縁故等之區別、逃亡或は兵役備考之適當又は出入・寄留・滞在ニ至迄此限り明然と御取調、戸籍御課江差出置候帳簿加除は私ニ加筆不相成、逸々扱所ニおひて副戸長之職掌ニ胆<sup>(マ)</sup>し速ニ改正専務之事」とある。

(3) 明治九年「御用記」

一月二二日には、扱所より改計戸籍書表書式についての示達が出された(二三項)。

詳細な雛形が記載されてある。

前年八年一二月九日、区長より戸籍現員調書差出方達が出ている(二八項)。すなわち、「明治九年壹月一日戸籍現員調ニ付而ハ、改曆已来戸籍面年齢計算錯雜或は生死且他増減届洩も難計調方差支候間、別紙之通毎戸ヨリ為書出候様仕度相伺候也」とあり、一月に入ってから扱所より廻達された。

一月二八日には、区長より区戸長宛に戸籍加除取調書提出期限が過ぎても未提出に対し、督促が出されている(三二項)。

四月六日には扱所より、「本年一月以来三月三十一日迄を限り、各村生死之もの姓名并番地・出生・死亡とも年月日其他明細御取調、来ル十日迄ニ当扱所江御差出被成度」という廻達が出された(八一項)。維新政府が人民の生死の把握に、いかに腐心していたかがわかる。これは、学齡児童、徴兵制等年齢による政策が大きな比重を占めていたからである。

第3表 明治9年6月 職業別戸数・人員取調の雛形

農 戸数・人員		
内	上農	戸数・人員 自作二町以上耕ヲ上トス
	中農	同・同 自作二町以下耕ヲ中トス
	下農	同・同 自作小作共一町以下耕ヲ下トス
	半農	同・同 農ニシテ余業有之者ヲ半農トス
商 戸数・人員		
内	上商	戸数・人員 居村地主ニシテ家職有之男女雇人有之ヲ上トス
	中商	同・同 所有地有之商人ヲ中トス
	下商	同・同 借家ニシテ商業ノ者ヲ下トス
	半商	同・同 商ニシテ農工ヲ兼業ナルヲ半商トス
	雑業	同・同 職名商類共判然不致候者ヲスベテ雑業トス
	行商	同・同 自宅開店セス出商ノ者ヲ行商トス
工 戸数・人員		
内	大工職	戸数・人員
	左官職	同・同
	鍛冶職	同・同
	髪結職	同・同
	石 職	同・同
俳優・遊芸人・老幼寡婦・徒食之者 飼養牛(何頭)・同馬(何疋)		

六月一八日には、職業別戸数・人員取調方の雛形が提示され、同月二〇日迄に提出が要求されている(一四二項)。その雛形を示したものが第3表である。特に農・商については内訳にその区分の定義が記載されていることが注目される。さらに、もう少し具体的詳細な定義も追記されているが繁雑なので、ここでは省略する。

六月一九日には、戸籍掛官員派出のため籍帳加除につき四月一日より六月二五日までの出生・死亡者の取調べ方が達せられた(一四三項)。

八月二日には扱所より、「六月十六日ヨリ七月三十一日迄出生死亡之者例之通御取調、来ル十四日正午時迄ニ無相違御差出可被成候、但、死亡之者名前脇江生年月日書入候事、右は例月人員増減并国民軍加除両様ニ付至急入用ニ有之候間、左様御承知有之度候也」(一七一項)とあることから、出生死亡の把握が人口増減とともに国民軍徴兵制の基礎であったことがいえる。

八月一九日には、死亡総計表作成につき寺院にて取調べの達しが出された(一七四項)。

それは明治八年一月一日より同年二月三十一日までの一年間分であり、男女とも、一四以下、一五以上、二一以上、四〇以上、六〇以上、八〇以上に分けて、それぞれの員数が要求されている。

一〇月二日には、扱所より「九月份出生死亡調書兼々御達申置候処、未夕御差出無之差支候間、来ル四日限り無相違御遣可被成右及御再達候也」とある（二〇六項）。

一〇月一三日には、扱所より戸籍取調に官員派出の通達が記されている（二一四項）。

十一月三日には、同じく扱所より「十月分生死調明四日中」に差出が求められている（二二六項）。

十二月四日には、六日までに十一月分生死調への提出が要求されている（二五七項）。

十二月二十八日には、三十一日までに十二月分生死調への差出しを求められている（二八一項）。

#### (4) 明治一〇年「御用記」

一月二日、区務所より「戸籍帳加除ノため昨十日府庁戸籍掛ヨリ当区籍帳御下渡相成候間、明十二日ヨリ区務所江御出頭右御取掛可被成」と通達されている（二二項）。

二月二日、区務所より戸籍調査につき官員派出が達せられた（二四項）。

二月四日、区務所より「明五日戸籍掛り官員区務所江御出張二付而は、副戸長衆議区務所ニ詰合候様同御課方御達二候間、明五日午前第八時不遅様御出頭可被成、此段御達候也」とある。「追而着袴御出頭之事」と追記されている（二六項）。

二月二日には区務所より、戸籍帳尻差出方達が記され、「本年一月一日現在戸籍帳尻至急可差出旨御沙汰二付、記載方都而昨年之通御心得来ル十七日迄御差出可被成、此段御達及候也」とある（二八項）。

四月三日には、小池三郎右衛門より上野毛村「戸籍標札貳拾七戸分外覚願寺分壹枚」代金二三錢二厘で注文の板ができたので早々に引取りの連絡がきている(五〇項)。なお上野毛村分の「標札記書八田中筑閣江申付也」とある。

四月二〇日には区務所から戸籍番号札検査に戸籍科官員廻村の達が出された(六〇項)。

六月一八日には区務所より、「明治五壬申年五本年五月迄ニ出生之者ニ而届洩相成居、夫か為ニ今ニ至ル迄入籍不相成者有無とも明十九日正午時迄ニ書面ヲ以御差出可被成、此段御達及候也」(九四項)とある。また同じく明治五年以来の死亡者の届洩れについても同様に示達されている(九五項)。

七月九日には、区務所より六月中の出生・死亡・転籍者取調方達が記されている(一二二項)。

七月二四日、区務所より上野毛村副戸長宛に「戸籍調査之内他家ヨリ嫁シ来リ、或ハ養子養女と唱ルもの之里方区名番地等記載無之者ニ付紙を以区番取調と而已書載有之籍帳改正方ニ差支候間、至急御取調之上区務所江御出頭御書加江相成度、此段御達申候」とある(一二八項)。

七月二六日には、区長より戸籍錯誤訂正願方達が出された(一二三項)。それによると、「苗字或ハ名前違ニ而情実不得止分取調、是又各自ヨリ為差出候事」とある。

八月一日には区務所定詰より、戸籍改正中臨時書記雇用につき賛否返答方が廻達された(一二六項)。

八月二日にも区務所より戸籍等の御達につき副戸長の出頭が要請された(一二四項)。同日午後五時区務所より戸籍錯誤訂正願には副戸長出頭が通達された(一二五項)。すなわち、「戸籍課御官員御達シ、明三日午前第七時兼而戸長ヨリ相達候長男を婿、次男ヲ長男、又頭書、区村名・番地・姓名・年齢等之錯誤引直シ願、朱墨分ケ帳情ヲ持参時間無遅延副戸長自身出頭可致旨被申渡候」とある。

八月七日、区務所より戸籍改正につき毎戸印鑑証差出方の達が出された(一二七項)。事前印鑑登録により印鑑証明



をとることにしたのである。

二月六日、区務所より戸籍書入雇書記に上野毛村田中稲米に依頼する書状が出されている(一七六項)。

## (六) 地租改正

地租改正は明治政府による土地制度および土地課税の変革で、旧来の農民保有地に私的所有権を認め、地券を発行し、それに対し金納定額地租を課した政策である。「御用記」の記載からその政策の展開をみることにしよう。

### (1) 明治七年「御用記」

明治七年二月七日、郷村取扱地券掛より、これまで地券の発行が見合せになっていたところを調査し、その理由を求められている(五九項)。すなわち、「本文地券調二付見合相成候条早々取調、当月廿五日限り急度無相違可差出者也、但、是迄貢納無之新地券申請候分貢納願書早々取調可差出候也」とある。これは、新開地・開添切添地・川縁・附洲等につき、どのような理由で開墾所持し、年貢賦課されず、このたび地券を出願したのか、その要点を記すこと。官林・百姓林・山畑山地・秣場・茅場・空地の場所は、従前より無税で所持してきたがこの節地券出願し、その交付の有無の要点を記すこと。この他、稲干場、案内面、諸荒地連々引・起返地、年季鋤下ケ之地等についても同様の調査を要求されている(五九項)。

三月五日に第七大区六小区戸長月村茂益より荏原郡上野毛村外六ヶ村に対し、「右村々之儀は旧割付面ト地券御渡反別不恰二付、取調之上各村事故相弁候者老人地券御取扱近藤様へ御差出有之度、此段及御達候也」とある(八七項)。

三月八日に扱所より、「今般地券御局ヨリ御達ニ付而は一兩輩惣代ヲ以申立候儀ニ付、明九日午前八時聊刻限無遅滞左之通突合証其外先般要用之書類御用意扱所江御出頭有之度候也」として、一檢地帳尻合反別添書分、一旧県御下ケ札、一田畑名寄勘定帳、一地券取調台帳の四点の書類持參を求められている（八九項）。

三月一四日には戸長より、「然は地券尻檢地帳并御府割付目録下突合、且は御割付目録写取、旁明十六日午前八時扱所江御出頭有之度候也、但御印形御用意之事」とある（九〇項）。

三月一六日には扱所より「明十七日地券台帳其外先達而御達申候通諸書類御持參豊田兵衛方江早朝御出頭有之度候也」との連絡が記されている（九三項）。

七月五日、七小区扱所より地券取調につき檢地帳ほか証拠書類差出方の達が出された（二六八項）。それによると「地券反別尻を以伺候処、以之外入混」「反別存外増減違」として、一本紙檢地帳、一御下ケとも年々定面書、一名寄勘定帳、一地券願台帳、一旧県より東京府江引渡之節郷反別控帳を用意することとしている。

七月には、地券御実査として官員廻村につき、村境傍示抗建設の書状が記され、傍示杭の形状や寸法、文面等が例示されている（二九九項）。

七月一三日、東京府知事大久保一翁より、区長・戸長宛に地券坪数改済場所境界に界を変更することの禁止が通達された（二四四項）。

九月二五日には、七小区扱所より社寺附田畑の地券住職へ渡さず檀方で取締るよう示達されている（三五四項）。

一〇月八日には郷村取扱いより深沢村再地券取掛りにつき村境界示談などの達が出された（三六六項）。

一〇月一八日豊田兵衛より、地券再調につき場所見取図・書類持參相談の通達がでている（三七七項）。

一一月二三日、戸長豊田兵衛より、「地券御用ニ付、来ル廿四日六小区内三軒茶屋石橋江大属近藤殿其外御出頭、

区内外丈第八会之場所区别御吟味被遊候二付、区内副戸長共同日午前八時無遅々出頭候様只今御達二付」出頭を求め  
ている(四一七項)。

二月一日、七小区扱所より地券ほか急談につき出頭方達が記されている(四二六項)。

二月一九日には、地租改正御受書連印簿の提出の督促が出された(四三二項)。

二月一八日七小区扱より「明十九日地券規則弥以大概決定候間御達」とある(四三九項)。

(2) 明治八年「御用記」

二月九日、扱所より地券出張につき取調方が達せられた(二二項)。「地券御出張右田様・長羽様御談大急調方被仰  
付、不取敢前表之書類御取纏メ明十一日午前七時」出頭を求められ、前表之書類とは一旧高一地券ト一筆限台帳

一 地検証未タ御渡 一 墓地 一 不毛地等である。  
一 無之旧朱印除地

三月八日、扱所より地押入費取調方達が記されている(三七項)。

四月七日、神奈川県令中嶋信行より東京府知事大久保一翁に宛て、地租改正反別検査に官員派出につき立会方掛合  
書が出された(六三項)。それによると、「当県管下村々地租改正二付、反別検査トシテ不日官員派出為致御府下接続  
之村々検査之節、村境等後日異論無之様村吏為立合申度、就而は検査之都合も有之候間其時々不及御掛合、出張之官  
員も直ニ立会之義御管下村々江相達候様前以御達置有之度、此段及御掛合候也」とある。これは神奈川県と東京府が  
隣接し、各村で村境で異論が発生することが予想された措置であつたといえよう。

四月二一日には区内世田谷村副戸長松本鋭太郎より地券課出役改正調査につき達書が出された(七一項)。すなわち、  
「地券課御出役小池滋本様今二十一日午後第五時世田谷村江御着御泊り二相成、明二十二日午前第八時同村御出立全

区御廻村改正御調査村順相成左之通、弦巻村・世田谷村新町・用賀村・瀬田村・野良田村・上野毛村・下野毛村・等々力村・小山村」とある。

五月一七日には七小区扱所より「今般地租改正二付、地押相済絵図出来候村々歩詰之義当今吟味中二付、確定之上相達可申旨被仰聞候」とある（九六項）。

六月一〇日には扱所より神奈川県隣接の村々地租改正地押境界立会の節の請書写差出方が達せられている（一一六項）。

六月一二日には、郷村地券扱所より七小区宛に、「其区内上野毛村地券証書替之義二付相談義有之条、明十三日午前第八時当扱所へ出頭可致者也」とある（一一七項）。

七月六日には七小区扱所より、地押絵図面突合せの沙汰につき達が出され、明七日午前第八時当扱所へ左の通りご持参のこととして、「一村境通 地押野取り絵図不残 一右境通 切り絵図色分切り図 是は大村五六枚、小村三四枚、一宅地何用水附 枚数同断」とある（一二三項）。

七月一〇日、扱所より地押の坪詰め取掛りにつき達が出された（一二六項）。

七月区内一同として、地券売買ほか書換入費衆評確定書が示された（一三〇項）。

七月七日には、改正地図作成の色訳につき取りきめている。例えば「一朱 道 一藍 川 一白 田」などである（一三六項）。

八月七日扱所より地券総代出張につき達として、当扱所へ全図持参届けるよう指示している（一四九項）。

八月七日には太政大臣三条美美の布達として、公用土地買上規則達・同布達方達・同達につき明治五年大蔵省布達地券渡方規則第二十条廃止の達などが記されている（一五五項）。

八月二〇日には扱所より旧漬百姓跡受預り地券渡分、旧新借財に陥り売買の上新券書換の禁止を達している（二五九項）。

九月四日区長より各小区戸長宛に、「地租御改正之義極暑之時節其所適宜ニ相休候様同御課々御達ニ付、兼而御達申置候所最早追々冷氣ニも相成候間、改正之<sup>マメ</sup>法方ニ取懸り候様尚戸長ニおおもても別而注意いたし候様御口達ニ付、此段及達候也」とあり、地租改正作業再開を告げている（一六六項）。

九月二八日下池上村出張所総代より明後三〇日に地押地図見分として宮内安容の廻村を知らせている（一七三項）。

九月三〇日豊田兵衛より、宮内廻村につき「明十月一日午前第八時右宿所江村每出来之地図不残用意、心得候もの聊遅参無之様可相達旨被仰渡候」とある（一七八項）。

一〇月六日戸長豊田より、「絵図面一村一枚は一ト先差止メ、先前ノ通切り絵図ニ而野取形ニ可致旨被仰渡候」とある（一八三項）。

一〇月三〇日戸長より「各村亡所相続之者は地券名前至急御取計可被成候也」とある（二〇九項）。

一二月二九日区長より「地租御改正取調之義ハ期限モ有之候間、来杓月四日ヨリ各村共右御用向ニ取掛候様御心得可被成候也」とあり、明治九年より本格的に取り組むことを明言している（二六三項）。

(3) 明治九年「御用記」

一月一七日戸長より地券総代出張坪取につき出頭方達が出された（八項）。同日扱所よりも地券歩詰につき出頭依頼がくる（一〇項）。

一月二二日区長より、「地券ニ付往還其外地境示談小前方江御達し御差支無之様専務之事」とある（一六項）。

同日地租改正事務局より、租税大属戸叶正明が「東京府地租改正事務掛申付候」とある(二五項)。

一月二九日等々力村地券出張所より地租改正の取調急ぎ方達が出された(二七項)。さらに二月九日には扱所より地租改正の坪取り進捗方が達せられた(三五項)。

二月二四日区長より、諸理由にて無地券の地所取調方が通達された(四三項)。

二月二八日地券総代、谷岡又左衛門より地租改正の坪取りに出頭方達が出された(四五項)。同二九日にも戸長豊田兵衛から、「出頭無之人多く追達及候」とあり(四七項)、地租改正事業は必ずしも順調ではなかった。

三月二日には豊田兵衛・谷岡又左衛門の連名で「地券二付斜縄実地突合之地ハ悉皆御出張所ニおひて精勤可致御趣意、然ルに何ヶ度御達候とも自己ヲ発し出頭無之哉、明三七時〇再坪取清帳図共急務可被成候」とある(五〇項)。

三月三日東京府権知事楠本正隆より、地租改正で設置の宅地等の仮標抜き捨て禁止の達が出された(五四項)。これも地租改正事業に対する反感の表現とみることができる。

三月一〇日豊田周作より田中筑間に宛て、「兼而被仰越之取直シ絵図控之文当方ニ無之、殊ニ唯今清図写取方差支之由絵図師〇被申聞候ニ付、至急御差越可被下候也」とある(五六項)。これによって地租改正絵図の作成には絵図師が存在していたことが判明する。

三月一二日戸長より地引帳の書式につき追達が出されている(五七項)。

三月一三日戸長豊田兵衛より地租改正につき道敷用水路・耕作地等の場所村中示談請書の差出方が達せられた(五八項)。また同日戸長豊田より地租改正実地検査前の道幅等見分につき達が出され、不都合のないようにと述べられている(五九項)。

三月一四日は同人より清帳済分の反別・筆数等の取調方の達が出された(六〇項)。

三月一六日谷岡・豊田の連名で、出来分の地引帳・図面差出方が通達された(六一項)。

三月一二日区長より地租改正実地検査開始につき道幅等見分の達しが出された(六四項)。

三月二八日戸長豊田より、畝杭変更・絵図面表紙雛形につき達がある(七四項)。

三月二二日郷村区長より、「地租御改正二付実地調査之節諸入費取調書」が出されている(七六項)。用具・官費方旅泊賄・人員手数等具体的なことがわかり興味深い。

また、地租改正実地検査の節の畝札の雛形も掲示されている(七八項)。

四月五日区長兼地租改正掛りより、地租改正実地検査施行につき評議取極の達が出された(八四項)。そこには、畔切添之事、道路堤土揚之事、賄止宿之事、村之様歩之事、村費入払之事等の詳細が取り決められている。

四月一〇日豊田兵衛により地租改正の区内申合せにつき集会方達が出された(九〇項)。

また、「地租改正現反別内訳書出之事」等が達せられた(九三項)。

四月二二日上野毛村副戸長田中稻米より、地租改正検査出役賄料下渡しにつき受取書が記されている(一〇六項)。それによると、「地租御改正御検査御出役として地券局小池・児玉・長谷川、総代谷岡、戸長豊田の五名で四月二二日午前十二時迄のら田村、上野毛村は四月二二日午後一時頃より午後五時頃御検査済で、止宿し、翌二二日午前八時のけ村へ御越の事とある。御賄料として総計で四〇銭を受取っている。

四月二八日東京府権知事楠本正隆より、地租改正検査前に自己の地所取上げ禁止の達として、「地租改正二付実地検査之際二当り作道村境田畠畦幅自己の見込を以取弘メ候ケ所往々有之趣相聞、元來調査之義ハ現在ノ有形を以取調候二付、右等心得違無之様区内一同江無遺漏告諭可及事」とある(一〇八項)。

五月一六日戸長豊田兵衛より、地租改正実地検査出役につき一八日午前八時各副戸長は実地纏入増減の帳を持参し

区務所へ出頭方達が出された(一一一項)。

五月一九日東京府第三課より官有荒蕪不毛地取調方達が出された(一一六項)。

五月一六日より改定として、地券書換証印稅改正の覚が記されている(一二四項)。

五月二三日区務所より官有地調につき用悪水路土揚場書上方達が出された(一二九項)。同日扱所より地租改正に付大至急御達申すべき事件ありとして二四日午前八時の召集がかけられているが、その内容は不明である(一三〇項)。

六月五日区務所より荒蕪不毛官有地払下げにつき村方差支の有無申出方が達せられる(一三四項)。

六月五日には地券書換料が改定される(一三六項)。

六月二七日区役所より内務省検査前用意につき演達として、近藤大属殿御演達として、「地租御改正小区惣代宅名選挙、但し月給六円より八円迄を評儀民費、右惣代ハ区戸長江申合取扱可致事」等とある(一五三項)。

六月二三日区務所より「地租御改正ニ付種類取調書上雛形」が提示された。それによると、「何ノ何年檢地帳有之」「明治何年ヨリ何ヶ年定免」等詳細なものである(一五四項)。

七月八日扱所より地租改正につき等級・小作等の区別取究めに容易ならざる事件として副戸長の出頭を求めている(一六〇項)。

八月二七日戸長豊田兵衛より地租改正の地引帳突合せの相談に出頭方が達せられている(一八〇項)。これは、「案外不平を生し候而ハ村為ニも拘り、此四五日之処篤と突合方等御心得方御談可申」とあり、地租改正事業で村内に不平が発生しないための措置であることが判る。

八月二九日戸長豊田兵衛より、改正番号押しにつき地引帳・絵図持参出勤の達が出された(一八三項)。

九月一日扱所より地味等級書上方達がみられる(一八六項)。



九月二日扱所より地租改正の実測の成規の達につき副戸長の出頭が求められた(一九九項)。

九月二三日戸長豊田兵衛より地租改正丈量派出につき量立人の出頭の達が出された(二〇〇項)。

それによると、「一般地租御改正丈量之義ニ付御局ヨリ御派出、明廿四日午前八時迄各村副戸長・組頭・百姓代及ヒ小前共之内量立候もの百戸ニ付忒拾人位之割を以、等々力村満願寺江出頭可相達旨至急之御沙汰ニ付」とある。実際に土地丈量が実施されたのである。

一〇月一六日扱所より、地租改正縮図認め差出方が達せられた(二一七項)。

一〇月三〇日区长より地租改正総代立石知周ら一般地租改正事務担当申付につき達として、立石のほかは大場弥太郎・島村満性・望月陽太郎等が、「朱引外一般地租改正事務担当申付候事」と通達された(二三〇項)。

十一月二〇日扱所より地券証書換遷延せざるようとの達が出された(二四二項)。すなわち、「地券証書買及ヒ万一名前無相違或は死亡長男譲り等御規則有之候処、追々遷延ニ涉リ不都合之条敷敷申渡有無可申立旨御演達有之」とある。

一二月六日戸長豊田兵衛より丈量検査につき達として、「今六日六小区太子堂村始メ上馬引沢・深沢等丈量直ニ当区村々順路相成候条、兼而御達および置候へ共何日ニ而も差支無之様村界及宅地畑林ニ至ル迄境目明然といたし、地引帳内訳ケ処分帳掛ケ不都合無之様畝杭も同様此際村吏ニおゐて差配分厚注目之度、此状村名下小印之上至急順廻止ヨリ返却有之度候也」とある(二五五項)。

同日同人より丈量検査につき達として、「来ル八日丈量御検査左ニ、上野毛村始メ野良田村、等々力村、同九日尾山村、下野毛村、用賀村」とある(二五九項)。その他丈量に必要な物等詳細な記録があり、土地丈量の実態を窺う上で重要な記述である。

また、地引帳字限老帳每雛形が提示されている(二六〇項)。

一二月九日豊田兵衛より丈量検査日程につき示達されている(二六三項)。すなわち、九日に野良田村が済み、一日等々力・尾山・泊り下野毛、一日上野毛・泊り用賀村、一二日世田谷新町・弦巻・泊世田谷とある。

一二月一日東京府権知事楠本正隆より、地位等級調査につき組合村々立会一村毎取調書差出方達が出された(二六五項)。それによると、「地位等級調査之義兼而相達候通り模範村之手順ニ倣ヒ組合村々立会一村毎ニ取調、来ル廿五日限り無相違差出可申此段相達候事」とある。模範村という言葉が注目される。

一二月二六日区務所より丈量済地引帳の反別に種別書記につき控帳持参記入方達が出された。すなわち、「丈量済地引帳一ト字限り一帳毎小以反別之末江種類分ケ可致」とあり、「地引帳尻一定左二」として民有地・官有地の詳細を記入することとしている。

#### (4) 明治一〇年「御用記」

二月一六日第七大区七小区区務所より地租改引帳官民種類御改革につき出頭の達が出された(二二項)。それによると、「兼而差出候地引帳区務所迄御下渡相願、来ル廿日無相違引直可差出旨被相達候、各村控地引帳台帳不残用意、明後十八日午前第八時副戸長・組頭又は担当<sup>(租)</sup>之内算筆弁事之者式名ツ、当区務所江出頭悉事取扱有之度」とある。また「地引帳書式」の雛形が掲示されている。

二月一九日東京府知事楠本正隆より地租改正調中につき地租仮納方が布達され、<sup>(明治九年)</sup>一同年地租<sup>第二</sup>之内尚又別紙一村限調帳之通、来ル三月五日限租税課江仮納方可取計」とある(二四項)。

三月七日区務所より改正地名称等の相違引直し願につき達しが出され、「改正地名称宅地田畑其外万一相違等有之

候ハ、引直し兩三日中照会之帳面ヲ以願立可被成候也」とある(三三二項)。

三月一五日六郷用水惣代より地租改正につき用水関係田反別取調方の廻状が出された(三七七項)。

三月一九日区務所より改正科員派出地引帳違算合せにつき副戸長の出頭が求められた(三八八項)。

三月二〇日同所より改正科官員派出につき副戸長ら地引帳持参で出頭のこととある(三九九項)。

三月二九日東京府知事楠本正隆より地租改正調査中につき地租金仮納方が布達された(四六六項)。

五月七日区務所より地券書換の印税調書式についての達書が出され、「地券書換相願券状御渡之節印税区々ニ而都合三付、別紙之書式御渡ニ相成候間為心得御廻申候」とある(七四四項)。「印税調書式」の雛形が揭示されている。

六月一三日地租改正事務担当区長林交周より地租改正内検査順序につき達が出され、「毎日午前第六時着手正午十二時昼喰壱時着手、右一時間二前後事業ノ評議致シ午後四時小休式拾分着手、午後七時三十分引揚之事」とあり、一日の時間配分が示されている(九六六項)。

六月一九日区務所より地引帳等級書入方達が出され、「廿七日頃一般等級相済候手筈ニ付而は、地引帳等級書入一兩日中出来相成度及御達候也、但書入済ハ入念突合可被成候事」とある(九七七項)。

六月二〇日豊田兵衛より地引帳等級書入済分切絵図へ等級書入方の達が出され、「各村朱硯筆を用意認入可被成」とある(九九項)。

八月二六日区務所より地引帳・地引絵図差出方が達せられ、「地引帳并地引絵図面不残冊数何面目録相添、明廿七日持夫ニ而不苦区務所江御差出有之度也」とある(二三九項)。

九月四日区務所より「大至急地券書換願八月下旬末本日ニ至り凡四百口ニ及ブニ付き、左之書類無之テハ人民ノ書換差間」として、地券帳、地引帳の提出を求められている(二六〇項)。

一月一日戸長豊田兵衛より内務省検査につき地引帳の扱いが達せられ、「本日五日を始トシテ一般内務省御検査之趣、就而ハ前御村限り控帳簿有之候ハ、改正係り便宜ニシテ、区務所ニライテモ日々券状書換願出候都度実地突合之上三閔ル都合も宜敷候得共、若シクハ等級書入無之村方ハ出願之上控帳江照会加筆相成候ハ、村中之予備ニシテ人民之便宜ニ可相成歟」として控帳簿に等級の記入を奨励している（二六四項）。

一月二二日区務所より地位等級検査日割の達が出され、一月二四日より二八日までの各村廻村の日割が示され、人員としては、地租改正懸り地引帳持案内二人、畝札読四人合計六人である（二七〇項）。

一月二七日区務所より地位等級検査につき達があり、「本日久往殿外御両名用賀村御昼食、夫ら二子村ニ可相成哉ニ存候事、瀬田村御旅宿、明廿八日左ニ、瀬田村ヨリ下野毛村・上野毛村」等その巡村の予定が通知されている（二七二・一七三項）。

明治一二年二月一日東京府知事楠本正隆区務所より宅地改租につき区戸長ら出頭方が達せられ、「今般宅地改租之義ニ付各区官員派出村々招集可申談義有之候条、追而場所日限達シ次第区戸長及改租係り村総代之者一同改租に關スル帳簿携帶出頭可致候、此段予テ相達候也」とあり（一八四項）、宅地に關しても改租が実施されていたことが判明する。

明治一〇年「御用記」に、この同一一年二月の宅地改租の一項が収録されているのである。これ以後も地租改正事業は展開するが、「御用留」（「御用記」）という書式の文書はこの段階で消滅するのである。

おわりに

小稿は、今回の第八回をもって連載を一応完結したことになる。上野毛村田中家文書「御用留」全冊一〇九冊を「世田谷区史料叢書」全一〇巻に刊行し、小稿は各巻に執筆した解説論文を骨子としたものである。

毎年一巻ずつのペースで刊行し一〇年間を要した。

この全一〇巻一〇九冊の「御用留」の一覧表を掲示したものが、第4表であり、さらに統計的に若干の要約を試みたものが、第5表である。簡単にこの第4表・第5表に基づき「御用留」の統計的概要を述べてみたい。

上野毛村「御用留」(表題は多様であるが、ここでは全体の名称を「御用留」とする)は享保五年(一七二〇)「御鷹用留帳」から明治一〇年(一八七七)「御用記」まで、一五八年間一〇九冊である。一〇九冊全体の文書一件別収録項目総数は一万二〇九項目であり、一冊平均収録項目数は九三項目、一年平均収録項目数は一〇二項目となる。これを年代別にみると、享保五年(一七二〇)から寛政六年(一七九四)までの七五年間、収録した実年数二四年間では、年平均三八項目、一冊平均四二項目ともっとも少ない(「世田谷区史料叢書」第一巻)。寛政七年(一七九五)から嘉永四年までの五七年間(同第二巻から第六巻まで)は、ほぼ平均して一年間の項目数は九〇〜一〇〇項目であり、一冊あたりの平均項目数は八〇〜九〇項目となっている。嘉永五年(一八五二)から慶応三年(一八六七)までの一五年間(同第七巻から第八巻まで)は、一年平均項目数も、一冊平均の項目数も激増し、それぞれ一〇〇項目を超える。明治元年(一八六八)から同一〇年(一八七七)の期間は一年平均二〇〇項から三〇〇項へとふえるのである(同第九巻から第十巻まで)。とくに明治六年「御用留」は四二五項目、同七年「御用記」は四五三項目とピークに達するのである。これは、いうまでもなく明治六年から七年の時期にかけて、明治維新政府の多様な政策の展開によるものである。

第4表 享保5年～明治10年「御用留」一覧

刊行巻	表題年月	表 題	収録項目数	作 成 者
第1巻	1 享保5年正月	御鷹用留帳	46	名主七左衛門
	2 享保10年正月	御用留帳	61	名主七左衛門
	3 寛延3年正月	御用留帳	22	名主左内
	4 宝暦2年正月	万日記	53	名主左内
	5 宝暦4年正月	万日記	78	名主左内
	6 宝暦6年正月	御用留帳	39	名主左内・名主七左衛門
	7 宝暦8年正月	御用日記牒	37	名主七左衛門
	8 宝暦9年正月	御用日記	45	名主七左衛門
	9 宝暦10年正月	御用日記	38	名主七左衛門
	10 宝暦11年正月	御用日記	49	名主七左衛門
	11 宝暦12年正月	御用日記	33	名主七左衛門
	12 宝暦13年正月	御用日記	41	名主七左衛門
	13 宝暦14年正月	御用日記	42	名主七左衛門
	14 明和2年正月	御用日記	22	名主七左衛門
	15 明和3年正月	御用日記	22	名主七左衛門
	16 明和7年2月	御用日記	29	名主七左衛門
	17 安永2年正月	御用日記	16	
	18 寛政4年正月	御用日記	48	名主左内
	19 寛政5年正月	御用日記	56	
	20 寛政6年正月	御用日記	82	名主左内
	21 寛政6年8月	諸御用廻状留日記二番	30	名主左内
	22 寛政6年10月	御用廻状日記三番	46	名主兵藏
第2巻	1 寛政7年正月	御用日記	31	田中重次(裏表紙)
	2 寛政7年3月	諸御用日記廻状留	50	名主兵藏
	3 寛政7年8月	御用日記留	38	重次(表紙) 名主兵藏
	4 寛政8年9月	御用日記	27	
	5 寛政9年2月	御用状留記	62	
	6 寛政10年正月	御用日記留帳	58	名主兵藏
	7 寛政10年8月	御用廻状写帳	41	田中重(表紙)
	8 寛政11月正月	御用状写	50	名主兵藏(父左内病身 二付隠居)
	9 寛政11年9月	御用状写帳	34	名主兵藏
	10 寛政12年2月	御用日記留	64	田中重治(表紙)
	11 寛政13年正月	御用日記帳	54	名主兵藏
	12 享和1年8月	御用日記留帳	41	名主兵藏
	13 享和2年正月	御用日記帳	80	名主兵藏
	14 享和3年	亥之御用状留帳	102	名主兵藏、名主七左衛門
	15 享和4年正月	子年御用留帳	132	名主七左衛門
	16 文化3年正月	御用日記帳	163	名主七左衛門
	17 文化4年正月	御用日記帳	121	名主七左衛門
	18 延宝8年～文 化4年	諸事御用留記 巻	52	

「御用留」の性格と内容(八・完)(森)

卷	表題年月	表 題	収録項目数	作 成 者
第3卷	1 文化4年～文化3年	諸事御用留記式	89	名主七左衛門
	2 文化5年正月	御用日記留	111	名主七左衛門
	3 文化6年正月	御用状日記留	109	名主七左衛門
	4 文化7年正月	御用留記	98	名主七左衛門
	5 文化8年正月	御用日記	74	名主七左衛門
	6 文化9年正月	御用日記	92	名主七左衛門
	7 文化10年正月	御用状御触記帳	90	名主七左衛門
	8 文化11年正月	御用状留記	79	名主七左衛門
	9 文化13年正月	御用状留記	91	名主幾太郎
	10 文化14年正月	御用状留記	81	名主七左衛門
	11 文化15年正月	御用状留記	75	名主幾太郎
	12 文政3年正月	御用状留記	84	名主幾太郎
第4卷	1 文化14年～文政13年	諸事御用留記參	65	名主幾太郎
	2 文政4年正月	御用状留記	107	名主幾太郎
	3 文政5年正月	御用状留記	93	名主幾太郎
	4 文政6年正月	御用状留記	85	名主幾太郎
	5 文政7年正月	御用状留記	108	名主幾太郎
	6 文政8年正月	御用状留記	88	名主幾太郎
	7 文政9年正月	御用状留記	92	名主幾太郎
	8 文政10年正月	御用状留記	107	名主幾太郎
	9 文政11年正月	御用状留記	78	名主幾太郎
	10 文政12年正月	御用状留記	79	名主幾太郎
	11 文政13年正月	御用状留記	88	名主幾太郎
第5卷	1 文政13年～天保15年	諸事御用留記 四	125	
	2 天保2年正月	御用状留記	93	名主幾太郎
	3 天保3年正月	御用状留記	94	名主幾太郎
	4 天保4年正月	御用諸事留記	86	名主幾太郎
	5 天保5年正月	御用向留記	89	名主幾太郎
	6 天保6年正月	御用留并日記	72	名主幾太郎
	7 天保7年正月	御用留日記	35	名主幾太郎
	8 天保8年正月	御用状留記	82	名主幾太郎
	9 天保10年正月	御用状留記	26	名主七左衛門 (幾太郎改名)
	10 天保11年正月	御用状留記	103	名主七左衛門
	11 天保12年正月	御用状留記	86	名主七左衛門

巻	表題年月	表題	収録項目数	作成者
第6巻	1 天保13年正月	御用状留記	119	名主七左衛門
	2 天保15年正月	御用状留記	83	名主七左衛門
	3 弘化2年正月	御用状留記	60	名主七左衛門
	4 弘化2年～嘉永7年	諸事御用向留記五	58	名主七左衛門
	5 弘化3年正月	御用状留記	81	名主七左衛門
	6 弘化4年正月	御用状留記	77	名主七左衛門
	7 弘化5年正月	御用状留記	70	名主七左衛門
	8 嘉永2年正月	御用状留記	79	名主七左衛門
	9 嘉永3年正月	御用状留記	86	名主七左衛門
	10 嘉永4年正月	御用状留記	131	名主七左衛門
第7巻	1 嘉永5年正月	御用書筆記	109	名主七左衛門・名主見習左太郎
	2 嘉永6年正月	御用状留記	146	名主七左衛門
	3 嘉永7年正月	御用諸向留	117	名主七左衛門
	4 安政1年～文久2年	諸事御用向留記六	78	名主七左衛門（名主左太郎）
	5 安政2年3月	御用向留記	95	名主七左衛門
	6 安政3年	御用状留記	86	名主七左衛門
	7 安政4年正月	御用状留記	87	名主田中七左衛門
	8 安政5年正月	御用状留記	96	名主田中七左衛門
	9 安政6年正月	御用状留記	87	名主田中七左衛門
	10 安政7年正月	御用状留記	154	名主左太郎（七左衛門と改名）
第8巻	1 万延2年正月	御用状留記	86	名主七左衛門
	2 文久2年正月	御用状留記	117	名主七左衛門
	3 文久3年正月	御用状留記	138	名主七左衛門
	4 文久4年正月	御用状留記	119	名主七左衛門
	5 元治2正月	御用状留記	117	名主七左衛門
	6 慶応2年正月	御用状留記	157	名主田中七左衛門
	7 慶応3年正月	御用状留記	213	名主田中七左衛門
第9巻	1 慶応4年正月	御用状留記	238	名主田中七左衛門
	2 明治2年正月	御用状留記	154	名主田中七左衛門
	3 明治5年正月	御用留	267	名主田中稲米
	4 明治6年一月	御用留	425	旧名主田中稲米 副戸長田中稲米
第10巻	1 明治7年一月	御用記	453	副戸長田中稲米
	2 明治8年一月	御用記	265	副戸長田中稲米
	3 明治9年一月	御用記	286	副戸長田中稲米
	4 明治10年一月	御用記	186	副戸長田中稲米



第5表 享保5年～明治10年「御用留」の統計的概要

巻	冊数	項目総数	1冊平均 項目数	頁数	収録年代	収録 年数	収録 実年数	年間平均 収録数	発行年・月
1	22	935	42	480	享保5～寛政6	75	24	38	昭和61・3
2	18	1200	66	471	寛政7～文化4	13	12	100	昭和62・1
3	12	1073	89	432	文化5～文政3	13	12	89	昭和63・3
4	11	990	90	420	文政4～文政13	10	10	99	平成1・3
5	11	891	81	492	天保2～天保12	10	8.5	104	平成2・3
6	10	844	84	504	天保13～嘉永4	10	9	93	平成3・3
7	10	1055	105	486	嘉永5～安政7	9	9	117	平成4・3
8	7	947	135	481	万延2～慶応3	7	7	135	平成5・3
9	4	1084	271	495	慶応4～明治6	6	4	271	平成6・3
10	4	1190	297	590	明治7～明治10	4	4	297	平成7・3
合計	109	10209	93	4851	享保5～明治10	158	99.5	102	

また残念ながら、欠失している年代の「御用留」は、享保六年（一二七二）から同九年（一二七四）、同一三年（一二七八）から寛延二年（一七四九）、宝暦五年（一七五五）・七年、明和四年（一七六七）～同六年、同九年、安永三年（一七七四）～同九年（一七八〇）、天明元年（一七八二）～同八年（一七八八）、寛政元年（一七八九）～同三年（一七九二）と約五〇年間分に集中している。この間の「御用留」が欠失している理由については、今後の検討課題である。

なお、第4表には、「御用留」の作成者である上野毛村田中家の名主・副戸長を勤めた戸主の名前を掲示してみた。ここからも名主・副戸長の存在について、いろいろと考察することができるが、ここでは掲示するにとどめた。

最後に結びとして、「御用留」の史料としての性格について一ポイントだけ指摘しておきたい。

それは、「御用留」は時系列で記載されており、したがって日々の村政の動向が一目瞭然となることである。

対領主、対村内、対村外等の動向が刻々と記述され、名主を中心とした日々の動きが判然とし、村の歴史的動向を把握する

ための基本史料といえる。

「御用留」を基軸に据え、種々の村方史料を補充することによって村落史・地域史が描けるともいえる。

「御用留」は、村方史料の中でも、時系列的記述であるというところに、一つの特色があるのである。

小稿は、「御用留」の上記の性格を利用して、「御用留」の記述から種々の歴史的テーマを紹介したものである。

(完)

注

(1) この四冊の「御用留」は「世田谷区史料叢書」第十卷

(東京都世田谷区教育委員会、一九九五年三月発行) に収

録した。小稿は、その解説論文を骨子として増補改稿し

たものである。本叢書の編集を担当された世田谷区立郷

土資料館、とくに区専門委員池上博之氏には種々お世話

になった。記して感謝の意を表するものである。なお、

明治五年・同六年の「御用留」については、不手際から

検討対象にすることができなかつた。残念だが別の機会

に譲ることとした。